明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○旅券法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（**外務**一五）　一

○環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**二九）　一

〔告　示〕

○消防法施行規則第四条の六第四項に規定する登録確認機関の代表者の氏名の変更に関する件（**消防庁**一一）　二

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**二八七～二八九）　二

○第二次気象レーダーシステム整備計画のための贈与に関する日本国政府とモーリシャス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二九〇）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二九一）　二

○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のセーシェル共和国及びカメルーン共和国による批准に関する件（**同**二九二）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一九八一～一九八六）　四

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（**経済産業**一六二）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**九二四～九三〇）　七

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**九三一、九三二）　七

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**九三三～九三五）　八

○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**一〇六）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　最高裁判所　八

〔官庁報告〕

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一

博多地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

八戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）

枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一

特殊法人等

平成二十六年度経済産業省共済組合の決算関係　二九

会社その他　三〇

省　令

○外務省令第十五号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十二条の規定に基づき、旅券法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十三日

外務大臣　岸田　文雄

旅券法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

旅券法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十六年外務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

第四条第三項中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第五条中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

○環境省令第二十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第百二十五号）第三十一条の施行に伴い、環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成二十七年八月十三日

環境大臣　望月　義夫